

投資顧問契約締結前書面（選択型自動売買）  
の改訂に係る新旧対照表

平成 29 年 10 月 6 日

改定後（新）	改定前（旧）
<p>P2</p> <p>対象となるお客様</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p>報酬額</p> <p>投資顧問報酬は、外国為替証拠金取引 1,000 通貨の往復取引につき 1 円（消費税込）です。</p> <p>投資顧問報酬は、お客様が上記①②③の各種取引口座において外国為替証拠金取引を行う時点にて提示されている取引価格の売値と買値の差額（以下「スプレッド」といいます。）に含まれています。したがって各種シストレを選択しなかった状況と比べてお客様にとっての追加負担は発生しません。逆に、お客様が上記①②③の各種取引口座において、提供されるシグナルを使わずにご自身の裁量にて外国為替証拠金取引を行った場合においても、上記の報酬をお支払頂きます。</p> <p><u>③に関しましては、月末に、過去の月末において形成された最高純資産を上回る純資産がある場合（ハイ・ウォーター・マーク）、その利益に対し別紙に記載する成功報酬が発生します。</u></p> <p><u>なお、取引が行われない場合やハイウォーターマークを上回っていない場合は成功報酬は発生しません。中途解約の場合は中途解約時点での計算となります。</u></p>	<p>P2</p> <p>対象となるお客様</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p><u>投資顧問契約による報酬額</u></p> <p>投資顧問報酬は、外国為替証拠金取引 1,000 通貨の往復取引につき 1 円（消費税込）です。</p> <p>投資顧問報酬は、お客様が上記①②③の各種取引口座において外国為替証拠金取引を行う時点にて提示されている取引価格の売値と買値の差額（以下「スプレッド」といいます。）に含まれています。したがって各種シストレを選択しなかった状況と比べてお客様にとっての追加負担は発生しません。逆に、お客様が上記①②③の各種取引口座において、提供されるシグナルを使わずにご自身の裁量にて外国為替証拠金取引を行った場合においても、上記の報酬をお支払頂きます。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>
<p>P2</p> <p>助言の内容及び方法と確定時期・徴収方法</p>	<p>助言の方法等</p>

店頭デリバティブ FX 取引の取引対象である通貨の  
価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言す  
る契約に基づき、当社がお客様に提供するシステム  
トレードツールを介し自動的に売買が行われるこ  
とにより提供されます。

投資顧問報酬は、報酬の対象となる決済取引が成立  
した時点で確定します。

成功報酬額は当該取引が帰属する取引月の最終営  
業日に確定し、翌月にお客様の外国為替証拠金取引  
に係る証拠金より徴収します。

<新設>